

ホームアンテナ FT (4GLTE) の利用に係る規約

ソフトバンク株式会社

第1条 (規約の適用)

本規約は、ソフトバンク株式会社 (以下「当社」といいます。) がお客さまにホームアンテナ FT (4GLTE) (4GLTE 通信サービスの電波状況改善を目的として、お客さまの電波改善希望場所に当社のフェムトセル小型基地局を設置するサービスをい、以下「本サービス」といいます。) を提供するにあたって、お客さま遵守していただく事項等について定めます。

2 本規約の適用に当たっては、ホームアンテナ FT の利用に係る規約を、次条以下の読み替え等により適用するものとします。

3 本規約で使用する用語は、特に定めがない限り、ホームアンテナ FT の運用管理に関する規約及び4G 通信サービス契約約款のとおりとします。

第2条 (用語の読替え)

本サービスの提供にあたっては、ホームアンテナ FT の利用に係る規約における用語を、以下の通り読み替えて適用するものとします。

項番	読替前の用語	読替後の用語
1	3G 通信サービス	4G 通信サービス
2	3G 通信網	4G 通信網
3	3G プリペイドカード	4GLTE プリペイドカード

第3条 (条項の読替え・適用除外)

本サービスの提供にあたっては、ホームアンテナ FT の利用に係る規約のうち、以下の条項については次のとおり読み替え又は適用除外するものとします。

項番	読み替える条項番号	読替内容等
1	第2条第(6)号	「BB サービス」とは、本規約別表記載のBB サービスをいいます。
2	第3条第3項第(3)号	前項第1号の場合、お客さまが満20歳以上であること。
3	第4条第(12)号	第4条第(13)号
4	第5条第2項、第5項及び第6項	(適用除外)
5	第16条	当社所定の方法により請求することがあります。
6	第19条	当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、催告なしに利用契約を解除又は本サービスの停止をすることができるものとします。
7	第19条第(15)号	その他、当社が必要と判断した場合
8	別表「1. 指定アナログ回線事業者及び指定アナログ回線」	(適用除外)
9	別表「2. BB サービス」	(本規約別表「BB サービス」に差替え。)
10	別表「4. 違約金」	(本規約別表「違約金」に差替え。)

第4条 (条項の追加)

本サービスの提供にあたっては、ホームアンテナ FT の利用に係る規約のうち、以下の条項については次のとおり追加するものとします。

項番	追加する条項番号	追加内容等
1	第4条第(12)号	大使館及び米軍基地でないこと。
2	第6条第3項	前二項にかかわらず、申込みが第3条(利用契約の申込み)第3項第2号及び第4条(設置場所等の条件)第10号の一方若しくは双方のみを満たさず、他の条件をすべて満たしているとき、既存の契約がホームアンテナ FT サービスの場合は、当社が申込みを承諾することができるものとします。この場合、お客さまは当該条件を遵守するものとします。

(2017年3月7日制定)
(2017年3月17日改定)
(2017年8月1日改定)
(2017年12月6日改定)
(2018年7月4日改定)
(2018年8月1日改定)
(2018年9月12日改定)
(2019年12月10日改定)

ホームアンテナ FT (4GLTE) の運用管理に関する規約

ソフトバンク株式会社

第1条 (規約の適用)

本規約は、ソフトバンク株式会社 (以下「当社」といいます。) が、ホームアンテナ FT (4GLTE)

(4GLTE 通信サービスの電波状況改善を目的として、お客さまの電波改善希望場所に当社のフェムトセル小型基地局を設置するサービスをい、以下「本サービス」といいます。) をお客さまに提供するにあたって、フェムトセル小型基地局の運用を行う者 (以下「運用者」といいます。) に遵守していただく事項等について定めます。

2 本規約の適用に当たっては、ホームアンテナ FT の運用管理に関する規約を、次条以下の読み替えて適用するものとします。

3 本規約で使用する用語は、特に定めがない限り、ホームアンテナ FT の運用管理に関する規約及び4G 通信サービス契約約款のとおりとします。

第2条 (用語の読替え)

本サービスの提供にあたっては、ホームアンテナ FT の運用管理に関する規約における用語を、以下の通り読み替えて適用するものとします。

項番	読替前の用語	読替後の用語
1	3G 通信サービス	4G 通信サービス
2	3G 通信網	4G 通信網

第3条 (条項の読替え)

本サービスの提供にあたっては、ホームアンテナ FT の運用管理に関する規約のうち、以下の条項については次のとおり読み替えるものとします。

項番	読み替える条項番号	読替内容等
1	第3条第(9)号	「別表記載の無線局免許状等記載事項」とは、本規約別表記載の無線局免許状等記載事項をいいます。

(2017年3月7日制定)

(2017年3月17日改定)

(2017年8月1日改定)

(2017年12月6日改定)

(2021年1月4日改定)

ホームアンテナ FT (4GLTE) に係る通信回線利用等に関する規約

ソフトバンク株式会社

第1条 (規約の適用)

本規約は、ソフトバンク株式会社 (以下「当社」といいます。) が、ホームアンテナ FT (4GLTE) (4GLTE 通信サービスの電波状況改善を目的として、お客さまの電波改善希望場所に当社のフェムトセル小型基地局を設置するサービスをい、以下「本サービス」といいます。) をお客さまに提供するにあたって、フェムトセル小型基地局のために利用される BB サービスの契約者 (以下「BB 回線契約者」といいます。) に遵守していただく事項等について定めます。

2 本規約の適用に当たっては、ホームアンテナ FT に係る通信回線利用等に関する規約を、次条以下の読み替えて適用するものとします。

3 本規約で使用する用語は、特に定めがない限り、ホームアンテナ FT に係る通信回線利用等に関する規約及び4G 通信サービス契約約款のとおりとします。

第2条 (用語の読替え)

本サービスの提供にあたっては、ホームアンテナ FT に係る通信回線利用等に関する規約における用語を、以下の通り読み替えて適用するものとします。

項番	読替前の用語	読替後の用語
1	3G 通信サービス	4G 通信サービス
2	3G 通信網	4G 通信網

第3条 (条項の読替え・適用除外)

本サービスの提供にあたっては、ホームアンテナ FT に係る通信回線利用等に関する規約のうち、以下の条項については次のとおり読み替え又は適用除外するものとします。

項番	読み替える条項番号	読替内容等
1	第2条第5項	「BB サービス」とは、本規約別表記載のBB サービスをいいます。
2	第2条第8項	(適用除外)
3	第4条第2項	(適用除外)
4	第4条第3項第(1)号	「フレッツサービスに係る回線終端へのフェムトセル小型基地局等の接続に関する同意書」は、「推奨回線サービス(IPoE接続方式)に係る回線終端へのフェムトセル小型基地局等の接続に関する同意書」と読み替えます。
5	第4条第3項第(2)号及び第(3)号	(適用除外)
6	第4条第4項から第6項	(適用除外)

(2017年3月7日制定)

(2017年3月17日改定)

(2017年8月1日改定)

(2017年12月6日改定)

(2019年2月4日改定)

ソフトバンクモバイル事業利用光回線に係る規約

ソフトバンク株式会社

第1条 (規約の適用)

本規約は、ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）が当社指定のお客さまにホームアンテナFT（4GLTE）（4GLTE 通信サービスの電波状況改善を目的として、お客さまの電波改善希望場所に当社のフェムトセル小型基地局を設置するサービスを行い、以下「本サービス」といいます。）を提供するために、当社指定の光回線サービスを利用するにあたり、お客さまに遵守していただく事項等について定めます。

2 本規約の適用にあたっては、「ソフトバンクモバイル事業利用回線のADSL 重畳に係る規約」を、次条以下のとおり読み替え等により適用するものとします。

3 本規約で使用する用語は、特に定めがない限り、「ソフトバンクモバイル事業利用回線のADSL 重畳に係る規約」及び「4G 通信サービス契約約款」の通りとします。

4 当社は、当社 Web サイトに変更後の本規約を予め掲載し、公表することにより本規約を変更することがあります。その場合には、回線契約者に遵守していただく事項等については変更後の規約によるものとします。

5 利用契約と本規約の内容に齟齬があった場合は、利用契約を優先するものとします。

第2条 (用語の読替え)

本サービスの提供にあたっては、「ソフトバンクモバイル事業利用回線のADSL 重畳に係る規約」における用語を、以下の通り読み替えて適用するものとします。

項番	読替前の用語	読替後の用語
1	アナログ回線	光回線
2	ADSL サービス	光サービス
3	ADSL モデム	光BB ユニット/回線終端装置 (ONU)
4	ADSL 回線	光回線

第3条 (条項の読替え・適用除外)

本サービスの提供にあたっては、「ソフトバンクモバイル事業利用回線のADSL 重畳に係る規約」のうち、以下の条項については次のとおり読み替え又は適用除外するものとします。

項番	読み替える条項番号	読替内容等
1	第2条7	(適用除外)
2	第2条10	「回線契約者」とは、専用光サービスを利用するために本契約内容に同意する者をいい、光回線設置場所の敷設同意者を指します。
3	第4条2)	利用契約提供希望場所において、契約者回線が敷設可能であること
4	第4条3)	(適用除外)
5	第6条	回線契約者は、専用光サービスの提供にあたり、当社及び特定協定事業者に対して、次の各号に定める事項に同意するものとします。
6	第6条2(7)	(適用除外)
7	第7条5)	利用契約者に事前の通知をせずに、契約者回線を移転、解約すること
8	別表 アナログ回線サービス	(次に定める「光回線サービス」に差し替え)

光回線サービス

回線事業者名	サービス名	回線種別
ソフトバンク株式会社	SoftBank 光	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリータイプ ・マンションタイプ ・ファミリー・ハイスピード ・マンション・ハイスピード ・ファミリー・ギガスピード ・ファミリー・スーパーハイスピード ・マンション・ギガスピード ・マンション・スーパーハイスピード

第4条 (条項の追加)

本サービスの提供にあたっては、「ソフトバンクモバイル事業利用回線のADSL 重畳に係る規約」のうち、以下の条項については次のとおり追加するものとします。

項番	追加する条項番号	追加内容等
1	第4条8)	本条第2号の回線敷設場所への立ち入りに関して設備所有者の同意取得が必要な場合には回線契約者が同意書を取得できること
2	第6条8)	いかなる理由であっても本契約が解消された際、光回線等の撤去・原状回復を行わないことに同意すること

(2019年12月10日制定)

別表

◆ **BB サービス**

<IPv6 +IPv4 接続方式>

事業者名		サービス名	サービスタイプ
推奨ブロードバンド回線事業者	東日本電信電話株式会社 (インターネットサービスプロバイダーがソフトバンク株式会社の場合に限る)	フレッツ 光ネクスト	ファミリータイプ
			ファミリー・ハイスピードタイプ
			マンションタイプ
			マンション・ハイスピードタイプ
			ギガファミリー・スマートタイプ
			ギガマンション・スマートタイプ
	西日本電信電話株式会社 (インターネットサービスプロバイダーがソフトバンク株式会社の場合に限る)	フレッツ 光ネクスト	ファミリータイプ
			ファミリー・ハイスピードタイプ
			ファミリー・スーパーハイスピードタイプ 集
			マンションタイプ
			マンション・ハイスピードタイプ
			マンション・スーパーハイスピードタイプ 集
光コラボレーションモデル事業者(ソフトバンク株式会社に限定)	光コラボレーションモデル (サービス名は、光コラボレーションモデル事業者ごとに定められるものとします。)	ファミリータイプ	
		ファミリー・ハイスピードタイプ	
		ファミリー・スーパーハイスピードタイプ 集	
		マンションタイプ	
		マンション・ハイスピードタイプ	
		マンション・スーパーハイスピードタイプ 集	
		ギガファミリー・スマートタイプ	
		ギガマンション・スマートタイプ	

◆ **違約金 (利用規約違反による)**

機器	金額	
フェムトセル機器等	フェムトセル機器 (4G LTE)	13,000 円 (課税対象外)
	光BB ユニット	18,000 円 (課税対象外)

◆ 無線局免許状等記載事項

下記の内容は、弊社が総務省に提出する無線局開設届および当該フェムトセル小型基地局が電波法の規定による審査に合格した無線局である事を証明する免許状の記載事項であり、お客さまは以下に定める無線局の運用者となります。(弊社に登録された運用者がお客さまと異なる場合、本書の内容を運用者にもお伝えください)

無線局免許状等記載事項			
包括免許人の氏名又は名称	ソフトバンク株式会社		
包括免許人の住所	東京都港区海岸 1-7-1		
特定無線局の種別	基地局		
特定無線局の目的	電気通信業務用	包括免許の番号	(※1)
包括免許の年月日	(※1)	包括免許の有効期間	令 4. 9. 30 まで
無線設備の設置場所とすることができる区域	(※1)	運用開始の期限	(※2)
通信の相手方	免許人所属の陸上移動局		
包括免許人の事務所	東京都港区海岸 1-7-1		
電波の型式、周波数及び空中線電力			
10MOX7W	1850MHz	100	mW
15MOX7W	1852.5MHz	100	mW
発行年月日	(※1)	発行者	(※1)

- ◆ 電波法第 59 条 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

※1 無線局免許状内容一覧参照

※2 運用開始の期限とは、個々のフェムトセル小型基地局の運用開始の期限を規定したものではございません。

No	設置場所 都道府県 名	管轄対象 総合通信局名称	無線局免許状等記載事項				
			包括免許の番号	包括免許の年月日	無線設備の設置場所と することができる区域	発行年月日	発行者
1	北海道	北海道総合通信局	北包第5658号	平30.2.15	北海道総合通信局管内	平30.2.15	北海道総合通信局長
2	青森県	東北総合通信局	東包第5497号	平30.2.15	東北総合通信局管内	平30.2.15	東北総合通信局長
3	岩手県	東北総合通信局	東包第5497号	平30.2.15	東北総合通信局管内	平30.2.15	東北総合通信局長
4	宮城県	東北総合通信局	東包第5497号	平30.2.15	東北総合通信局管内	平30.2.15	東北総合通信局長
5	秋田県	東北総合通信局	東包第5497号	平30.2.15	東北総合通信局管内	平30.2.15	東北総合通信局長
6	山形県	東北総合通信局	東包第5497号	平30.2.15	東北総合通信局管内	平30.2.15	東北総合通信局長
7	福島県	東北総合通信局	東包第5497号	平30.2.15	東北総合通信局管内	平30.2.15	東北総合通信局長
8	茨城県	関東総合通信局	関包第22687号	平30.2.15	関東総合通信局管内	平30.2.15	関東総合通信局長
9	栃木県	関東総合通信局	関包第22687号	平30.2.15	関東総合通信局管内	平30.2.15	関東総合通信局長
10	群馬県	関東総合通信局	関包第22687号	平30.2.15	関東総合通信局管内	平30.2.15	関東総合通信局長
11	埼玉県	関東総合通信局	関包第22687号	平30.2.15	関東総合通信局管内	平30.2.15	関東総合通信局長
12	千葉県	関東総合通信局	関包第22687号	平30.2.15	関東総合通信局管内	平30.2.15	関東総合通信局長
13	東京都	関東総合通信局	関包第22687号	平30.2.15	関東総合通信局管内	平30.2.15	関東総合通信局長
14	神奈川県	関東総合通信局	関包第22687号	平30.2.15	関東総合通信局管内	平30.2.15	関東総合通信局長
15	新潟県	信越総合通信局	信包第3700号	平30.2.15	信越総合通信局管内	平30.2.15	信越総合通信局長
16	富山県	北陸総合通信局	陸包第2598号	平30.2.15	北陸総合通信局管内	平30.2.15	北陸総合通信局長
17	石川県	北陸総合通信局	陸包第2598号	平30.2.15	北陸総合通信局管内	平30.2.15	北陸総合通信局長
18	福井県	北陸総合通信局	陸包第2598号	平30.2.15	北陸総合通信局管内	平30.2.15	北陸総合通信局長
19	山梨県	関東総合通信局	関包第22687号	平30.2.15	関東総合通信局管内	平30.2.15	関東総合通信局長
20	長野県	信越総合通信局	信包第3700号	平30.2.15	信越総合通信局管内	平30.2.15	信越総合通信局長
21	岐阜県	東海総合通信局	海包第9877号	平30.2.15	東海総合通信局管内	平30.2.15	東海総合通信局長
22	静岡県	東海総合通信局	海包第9877号	平30.2.15	東海総合通信局管内	平30.2.15	東海総合通信局長
23	愛知県	東海総合通信局	海包第9877号	平30.2.15	東海総合通信局管内	平30.2.15	東海総合通信局長
24	三重県	東海総合通信局	海包第9877号	平30.2.15	東海総合通信局管内	平30.2.15	東海総合通信局長
25	滋賀県	近畿総合通信局	近包第15198号	平30.2.15	近畿総合通信局管内	平30.2.15	近畿総合通信局長
26	京都府	近畿総合通信局	近包第15198号	平30.2.15	近畿総合通信局管内	平30.2.15	近畿総合通信局長
27	大阪府	近畿総合通信局	近包第15198号	平30.2.15	近畿総合通信局管内	平30.2.15	近畿総合通信局長
28	兵庫県	近畿総合通信局	近包第15198号	平30.2.15	近畿総合通信局管内	平30.2.15	近畿総合通信局長
29	奈良県	近畿総合通信局	近包第15198号	平30.2.15	近畿総合通信局管内	平30.2.15	近畿総合通信局長
30	和歌山県	近畿総合通信局	近包第15198号	平30.2.15	近畿総合通信局管内	平30.2.15	近畿総合通信局長
31	鳥取県	中国総合通信局	中包第3407号	平30.2.15	中国総合通信局管内	平30.2.15	中国総合通信局長
32	島根県	中国総合通信局	中包第3407号	平30.2.15	中国総合通信局管内	平30.2.15	中国総合通信局長
33	岡山県	中国総合通信局	中包第3407号	平30.2.15	中国総合通信局管内	平30.2.15	中国総合通信局長
34	広島県	中国総合通信局	中包第3407号	平30.2.15	中国総合通信局管内	平30.2.15	中国総合通信局長
35	山口県	中国総合通信局	中包第3407号	平30.2.15	中国総合通信局管内	平30.2.15	中国総合通信局長
36	徳島県	四国総合通信局	四包第1872号	平30.2.15	四国総合通信局管内	平30.2.15	四国総合通信局長
37	香川県	四国総合通信局	四包第1872号	平30.2.15	四国総合通信局管内	平30.2.15	四国総合通信局長
38	愛媛県	四国総合通信局	四包第1872号	平30.2.15	四国総合通信局管内	平30.2.15	四国総合通信局長
39	高知県	四国総合通信局	四包第1872号	平30.2.15	四国総合通信局管内	平30.2.15	四国総合通信局長
40	福岡県	九州総合通信局	九包第10318号	平30.2.15	九州総合通信局管内	平30.2.15	九州総合通信局長
41	佐賀県	九州総合通信局	九包第10318号	平30.2.15	九州総合通信局管内	平30.2.15	九州総合通信局長
42	長崎県	九州総合通信局	九包第10318号	平30.2.15	九州総合通信局管内	平30.2.15	九州総合通信局長
43	熊本県	九州総合通信局	九包第10318号	平30.2.15	九州総合通信局管内	平30.2.15	九州総合通信局長
44	大分県	九州総合通信局	九包第10318号	平30.2.15	九州総合通信局管内	平30.2.15	九州総合通信局長
45	宮崎県	九州総合通信局	九包第10318号	平30.2.15	九州総合通信局管内	平30.2.15	九州総合通信局長
46	鹿児島県	九州総合通信局	九包第10318号	平30.2.15	九州総合通信局管内	平30.2.15	九州総合通信局長
47	沖縄県	沖縄総合通信事務所	沖包第1599号	平30.2.15	沖縄総合通信事務所管内	平30.2.15	沖縄総合通信事務所長